

地名散歩

第26回 今に残る焼畑の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

焼畑という言葉聞いて何を連想するだろうか。インドネシアで数年前に起きた大規模な山火の原因が焼畑だったという報道があったように、最近では、大規模かつ無計画に行われている環境破壊のイメージが強くなった。二酸化炭素を無秩序に排出することにより「地球温暖化」の元凶となる、という扱いがなされている。しかし、日本をはじめ各国でかつて行われていた焼畑はそんないい加減なものではなく、限られた山の資源を持続可能な形で子孫に代々受け継いでいく、しっかりと計算された先祖の知恵が詰まったものであったという。

ところで、「畑」という字は中国大陸から伝わった漢字ではない。漢和辞典を引けば出てくるが、火+田で、「森林を焼いて開いたはたけの意味を表す火田の二字を一字に合わせた

国字」(大修館書店『新版漢語林』)、つまり、日本国内で作られた文字なのである。ということは、ハタケといえは昔は焼畑の方が標準であったことを示唆しているわけで、なるほどそれなら焼畑に関する地名が多いのも当然であろう。

東京都調布市には佐須町^{さす}があり、また同じく文京区には昭和41年(1966)まで指ヶ谷町^{さすがや}(現在は白山)があった。後者は「三代将軍家光がこの地を指さしたことによる」といった、文字から連想したらしい由来も伝わっているが、サス(サズ)と読む地名は焼畑由来のものが多い。関東の山沿いには特に多く見られる地名で、東京都の奥多摩、雲取山の南東には赤指山^{あかさすやま}(標高1332.5メートル)があり、同じ奥多摩の国道411号が山梨県に入る直前には庄ノ指^{しょうのさす}という地名もある。奥多摩町には小字名



東北地方では焼畑の「ソリ」に雪車などの文字を当てる例も。山形県酒田市の雪車田。
1:25,000地形図「羽後観音寺」平成18年更新



伊勢の山間部にある神宮のための焼畑を意味する注連指。
1:25,000地形図「脇出」平成元年修正

にこれが非常に多く、大字ごとに挙げてみると次の通りだ。

河内=ぞうざす、川野=大ざす、高ざす、庄のさす(庄ノ指)、ぬかざす、ぬかざす谷、ぬかざすおみくぼ、ぞうざす、留浦=あかざす、小指、小丹波=黒指、小指、サス、ヒナザス、惣金指、棚沢=鉄砲指、高指、八味指、天目指。

三重県の伊勢市から宮川を遡った度会町には注連指という珍しい地名がある。注連の字は神の領域を限る「注連縄」と同様で、『角川日本地名大辞典』によれば、この地は伊勢神宮領なので一般の立入りが禁じられた焼畑に由来するという。

サスの他にはソリ、ソレも焼畑に関連する地名だ。例えば、山梨県や長野県など山がちな地方に類例が多く、江戸時代の地誌『甲斐国志』にも「ソウリヤソリは焼畑のこと」と明記しているし、柳田國男は『地名の研究』でこれらの地名が草里や草履、反田などいろいろな字で表記されることに言及している。群馬県の渡良瀬川を遡るわたらせ渓谷鐵道(旧国鉄足尾線)にある沢入という駅もおそらくその仲間だろうし、JR飯田線の難読駅として知られる大嵐駅もそれに違いない。焼畑の放棄して自然に還す、つまりずっと後年になって再利用するためであるが、それをアラスとも称するらしく、アラシという字をソレに当てているのは、そのことを物語っているようだ。

ソリ(ソウリ)は他にもいろいろな文字が用いられており、福島県石川町の双里、愛知県知多市の佐布里(これは旧仮名遣いが伝わってくる)、千葉県木更津市には相里(間里[あいさと]が転じたという説も)、福岡県春日市には惣利という文字が用いられている。信州伊

那谷の飯島町には日曾利という地名もある。

ソリマチという地名も全国に多く分布していて、反町の字を当てられているものが多く、これは姓にもなっている。山形市、栃木県真岡市、群馬県太田市(反町町)、長野県松本市などにあるが、これも焼畑関連だろう。この場合、マチは市街地ではなく耕地を意味している。そもそも、町という字には耕地の畝や畔などの意味があり、市街地を意味する町ではない。そのことは、これらの町の旧称が、たとえば松本市の反町が江戸時代から明治22年(1889)に入る以前はずっと「反町村」と称していたことからわかる。

同じ読み方でも、東北地方での特有な字の当て方として秋田県由利本荘市の雪車町がある。こちらも江戸時代には雪車町村と称したので、市街でないことは確実で、しかも、雪上運搬具であるソリの字を当てるところなど、なかなか洒落た感覚だ。山形県酒田市には雪車田(大字麓と福山にまたがる)、福島県伊達市の阿武隈川沿いにも雪車田がある。さらにこの2字をつなげた轄町(秋田市金足黒川)、轄ノ目(秋田県能代市字機織)もユニークだ。

九州で焼畑はコバと称し、漢字の表記はおおむね木場とか古場が一般的である。例えば、赤木場・梶木場・桑木場(長崎県佐世保市)、桑古場(佐賀県有田町)、大平木場(鹿児島市)、上之木場(鹿児島県南九州市)、桑古場(佐賀県有田町)、越小場(熊本県水俣市)、瀬戸木場(佐賀県唐津市)など上に「どんな焼畑なのか」を表わす文字を冠して、区別している。JR肥薩線の大畑駅も難読とされるが、これはコバを「翻訳」して畑の字を当てた結果だ。木場は「表音文字」として、大畑は「表意文字」として漢字が使われた、ということである。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員



表紙写真
「集う人々」

第28回写真コンクール入選
城所 保行 ● 愛知会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために

第25回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【II】

弁護士・日本土地家屋調査士会連合会顧問

元公正取引委員会審判官 波光 巖

07 民間事業者等の測量成果を活用した
地籍整備の推進に関する説明会
(国土調査法第19条第5項指定制度)

10 境界ADRの問題点を問う(その2)

愛知県土地家屋調査士会 あいち境界問題相談センター運営委員会

13 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2014 Part13

～境界紛争解決の道しるべ～

筆界特定制度と境界の時効を考える

17 地籍問題研究会

第9回定例研究会

20 愛しき我が会、我が地元 Vol.03

長野会/宮崎会

24 会長レポート

25 会務日誌

27 人事異動 法務局・地方法務局

28 国民年金基金から

30 公嘱協会情報 Vol.107

32 ネットワーク50

群馬会/熊本会

34 土地家屋調査士白書2014

35 ちょうさし俳壇

36 土地家屋調査士名簿の登録関係

37 お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内

40 お知らせ

土地家屋調査士2015年オリジナルカレンダー

41 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

電子証明書

知っておきたい! ICカードのアレやコレ

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第25回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【Ⅱ】

弁護士・日本土地家屋調査士会連合会顧問
元公正取引委員会審判官 波光 巖

今回は、近年、厳しく事業主の責任が問われている男女雇用機会均等法に関連する問題、セクハラ・パワハラ等に関する問題及び情報管理等に関する問題を取り上げます。

男女雇用機会均等法に関連する問題

この法律は、法の下での平等を保障する憲法の理念に従って、雇用の分野での男女の機会均等・待遇を確保すること、女性労働者の就業に関して、妊娠中・出産後の健康の確保を図ること等が目的とされ(1条)、「労働者が性別により差別されることがない」こと(第2条)が基本的理念とされています。

この法律に基づき、国・地方公共団体は、「啓発活動」を行うこと(第3条)、厚生労働省(以下、「厚労省」という。)は「男女雇用機会均等対策基本方針」を定めること(第4条)等が規定されています。これ以外に、事業主に対し、男女の雇用の機会均等・待遇を確保するために、次のような幾つかの禁止事項を定めています(第5条～9条)。

すなわち、事業主が、①労働者の募集や採用において、②配置・昇進・降格・教育訓練において、③福利厚生において、④職種や雇用形態の変更において、⑤退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新において、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならないことです。具体例を挙げると、次のとおりです。

ア、差別に当たるとして禁止される場合

- ① 男性又は女性の募集や採用する人数について、異なる人数とすること(例えば、男性5人・女性3人)。また、次の用語を用いる場合は問題となるので、右側の表現を用いること。
「営業マン」→「営業職」 「保母」→「保育士」
「看護婦」→「看護師」
「スチュワーデス」→「客室乗務員」
- ② 「男性歓迎」、「女性歓迎」、「男性向き職種」、「女性向き職種」等の表示を行うこと。

- ③ 採用希望者に会社案内等の資料を送付する場合に、男性と女性とで異なる内容のものにすること。
 - ④ 婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子供を有していることを理由として、女性労働者を排除したり、不利としたりすること。
 - ⑤ 営業や基幹的な業務、あるいは重視される勤務地等に従業員を配置する場合に、その対象を男性と女性とで差を設けること。
 - ⑥ 昇進試験を実施する場合に、合格基準を男性と女性とで異なるものとする。
 - ⑦ 教育訓練や研修・実習の対象者や期間を男性と女性とで異なるものとする等。
- イ、特に合理的な理由がある場合でなければ行ってはならないこと

業務の遂行上特に必要がある等合理的な理由がある場合でなければ行ってはならないものとして、次のような場合があります。

- ① 募集や採用に当たって、労働者の身長・体重・体力に関することを要件とすること。
- ② コース別人事制度における「総合職」の募集・採用に当たって、全国転勤(住居の移転を伴う配置転換)に応じることができるとを要件とすること。
- ③ 昇進に当たって、異なる事業場への配置転換の経験があることを要件とすること。
「業務の遂行上特に必要がある」場合等については厚労省令で定められています。

ウ、禁止の例外とされる場合

次のように、業務を行う上で男性又は女性としなければならない理由がある場合は、除外されます。

- ① 芸術・芸能における表現の真実性等から片方の性の者にすることが必要である職業の場合(例えば、俳優・モデル等)。
- ② 防犯上の要請から男性とすることが必要である職業の場合(例えば、守衛、警備員、現金輸送車の運送業務等)。
- ③ 宗教上、風紀上、スポーツ競技の性質上、その他業務の性質上いずれか一方の性とすることの必要性があると認められる職業である場合(神父・巫女、女性更衣室の係員、ホスト・ホステス、実業団の男女スポーツチームの部員等)。

事業主に対して禁止事項とされているものに違反がある場合は、厚労省又は都道府県は、その事業主に対し、必要な報告を求め、助言・指導・勧告を行うことができ、是正勧告に従わない者を公表することができることになっています。

セクハラ・パワハラ・モラルハラ

男女雇用機会均等法第11条1項は、事業主は職場での性的な言動(発言・行動)に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり(対価型)、性的な言動により労働者の就業環境が害されないよう(環境型)、労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な措置を講じなければならないことを規定しています(本項の記述に当たっては、中町誠外『裁判例にみる企業のセクハラ・パワハラ対応の手引』新日本法規を参考にした。)

セクハラは、職場での性的な言動であり、パワハラは、職場での暴言・暴行です。この「職場での」という意味は、職場内という狭い意味ではなく職場に関連したという意味であって、職場外での職場従業員の宴会、小人数の職場同士の飲み会等を含みます。モラルハラは、(i)業務の過誤について反省書の提出を求めたが、これが裁量の範囲を逸脱していた、(ii)長時間労働を強制した、(iii)退職勧奨の仕方が適切でなかった等が該当します。

厚労省は、上記法律の規定に基づき、セクハラについて、以下のような「厚生労働省セクハラ指針」(平成18・10・11)を定めています。

- 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
 - ① セクハラの内容及びそれがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
 - ② セクハラに関する言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- 2 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ① 相談への対応のための窓口をあらかじめ定めること。
 - ② 相談窓口の担当者が相談に応じ、その内容や状況に応じて適切に対応できるようにすること。
- 3 職場におけるセクハラに係る事後の迅速かつ適切な対応
 - ① 事案の事実を迅速かつ正確に確認すること。
 - ② 事案が確認できた場合について、行為者及び被害者に対する措置を適正に行い、改めて方針の周知・啓発等の再発防止に向けた措置を講ずること。
- 4 1～3と併せて講ずべき措置
 - ① 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。
 - ② セクハラに関して相談したこと等を理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定め労働者に周知・啓発すること。

労働者に対し、セクハラ・パワハラ等に該当する行為があった場合に、被害者は行為者や事業主に対し、民法上の不法行為による慰謝料や遺失利益等の損害賠償を請求し、これが認められる場合が多くあります(次表の裁判例参照)。行為者が責任を負うのは当然ですが、事業主としては、職場環境の配慮義務がありますので、その違反が認められた場合は責任を負うことになります。

[セクハラ]

○平成9・11・5判決

原告	被告	行為態様	容認額
女性看護師2名	男性上司	発言・接触	慰謝料50万円
			弁護士費用5万円

○平成10・12・20判決

原告	被告	行為態様	容認額
女性大学研究員	男性大学教授	接触	慰謝料150万円
			弁護士費用30万円

○平成11・2・6判決

原告	被告	行為態様	容認額
女性従業員	会社(Y1)	発言・接触・中傷	Y1慰謝料200万円
	男性副支店長(Y2)		Y2・Y3同80万円
	男性上司(Y3)		

[パワハラ・モラルハラ]

○平成4・6・11判決

原告	被告	行為態様	容認額
教諭	学校法人	2度産休をとり組合を結成した者に別室隔離・自宅研修	慰謝料400万円

○平成8・3・27判決

原告	被告	行為態様	容認額
従業員	会社(Y1)	仕事を与えない	Y1慰謝料100万円
	上司(Y2～Y4)	暴言	Y2～Y4同200万円 弁護士費用30万円

○平成11・10・18判決

原告	被告	行為態様	容認額
従業員	会社	労災事故により3年3か月休業した後に復職した者に退職を強要	慰謝料50万円
			弁護士費用5万円
			解雇以降判決確定までの賃金

○平成20・1・29判決

原告	被告	行為態様	容認額
従業員	会社(Y1)	暴行・暴言	Yに230万円
	上司(Y2)		

○平成21・1・28判決

原告	被告	行為態様	容認額
管理栄養士	上司	暴言・退職勧奨	慰謝料210万円
			弁護士費用10万円

情報管理等に関する問題

(1) 営業秘密の不正使用等

事業者が保管する営業秘密が何者か(従業員である場合がある)によって、不正に使用されたり、開示されたりすると、関係事業者に多大な損害を与えることとなります。そこで、法律は、一定の営業秘密について、不正に使用されたりすることがないように、一定の保護措置を与えています。

不正競争防止法は、他人の営業秘密を不正に取得・使用・開示する行為、あるいは不正取得があったことを知り、又は重大な過失により知らなかった場合に、その営業秘密を使用・開示する行為を禁止しています(第2条第1項第4号～6号)。この場合の「営業秘密」には、技術、ノウハウ、設計図、実験データ、顧客名簿、販売マニュアル等が含まれます。例えば、従業員が在職中に会社が管理する取引先名簿や従業員リストを盗み出して、退職後に自分が会社を設立して、これらの取引先が自社と取引するように誘引し、従業員が自社に勤務するよう誘引する等の行為が典型的なものとしてこれに当たります。

ただし、重要なことは、法による保護を受けるためには、事業者がそれを営業秘密として管理していること(秘密管理性)が要件とされています。具体的には、次のような点が問題となります。

- ① 営業秘密であることの表示がなされているか(例えば、「部外秘」、「厳秘」等の表示)。
- ② 営業秘密へのアクセスが制限されているか(例えば、収納・保管場所、PCへアクセスできる者の限定)。
- ③ 情報の管理者の指定がなされているか、その他。

判例では、会計事務所の「顧客名簿」・「顧客料金表」等が、無施錠の棚に入れられていた、従業員の誰でも見ることができた、秘密の表示やアクセスできる人的・時間的制限がなされていなかったこと等の理由で、秘密管理性が認められないとされているものがあります。また、人材派遣会社の「派遣従業員の情報」・「派遣先企業の情報」ファイルについて、社員の入社時に営業秘密を保持する旨の誓約書を提出させており、就業規則に営業秘密を保持する旨の規定はあったが、ファイルは事務所のキャビネットに保管されていて営業時間中であれば社員は誰でも見

ることができた、ファイルに特に秘密である旨の表示がなされていなかったこと等から、同様に秘密管理性が認められないとされています。

(2) プライバシー等の保護の問題

まず、「プライバシー情報」とは何かということですが、次の①～③の条件をすべて満たす情報であるとされています(岡村久道外『個人情報保護』日本経済新聞社11頁)。

- ① 個人の私生活上の事実に関する情報
- ② まだ社会一般の人が知らない情報
- ③ 一般人なら公開を望まない内容の情報

プライバシー情報は、「個人情報」と重なる部分がありますが、同じではないことに注意が必要です。個人情報とは、生存する個人の氏名・生年月日等それにより特定の個人を識別できるものをいいますが、プライバシー情報は、上記のように私生活上の情報に指します。

プライバシー情報の公開による他人の権利(人格権)侵害は、民法上の不法行為を形成します。ですから、営業上知り得た他人のプライバシーに関する情報については、他人に漏らさないよう気を付ける必要があります。

なお、死者のプライバシー情報については、我が国では、死者の人格権の侵害によって遺族自身の人格権を侵害した(名誉棄損等)とする判例が多くあります。

他方、個人情報には、氏名・生年月日のほかに電話番号・住所・メールアドレス・顔の画像等を含みます。個人情報については、個人情報保護法により、個人情報の利用目的の特定、安全管理、同意を得ないで利用目的以外に利用することの禁止、同意を得ないで個人情報を第三者に提供することの禁止等が定められていますが、同法の規制対象事業者は、社の内外で5,000件以上の個人情報をデータベース等として所持し、これを事業に用いている「個人情報取扱事業者」であり、通販会社、信販会社、銀行、病院、百貨店・スーパー等がこれに当たります。

従って、個人情報取扱事業者に該当しない者には同法に定める義務はありません。しかし、法律に違反しないからといって、個人情報を営業目的以外に利用したり、第三者に提供したりすることは行うべきではないと考えるべきです。

民間事業者等の測量成果を活用した 地籍整備の推進に関する説明会 (国土調査法第19条第5項指定制度)

日 時：平成26年1月28日(火)
会 場：土地家屋調査士会館 3階会議室
東京都千代田区三崎町1-2-10
主 催：国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

国土交通省では、平成22年5月25日に閣議決定された「第6次国土調査事業十箇年計画」において、「国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する」としていることを踏まえ、法務省や関係部署と調整を行いつつ、地籍調査以外の測量である民間事業者等の測量成果(以下「測量成果」という。)を地籍整備に有効に活用するための方策を検討されてきたところです。

今般、この検討結果等を踏まえ、測量成果を活用した地籍整備を推進することとしたいとのことで、土地家屋調査士会会員に周知していただきたいとともに、関係者と円滑な調整を図りつつ効果的に取り組んでいただきたいとの主旨で説明会が行われました。

【民間事業者等の測量成果を地籍整備に活用する背景】

地籍調査の実施状況が全体で50パーセント進んでいる中、都心部や人口集中地区での地籍調査の実地状況は23パーセントと、かなり進捗率が低くなっています。1年間に全国で200億円規模で1,200 Km²(約50万筆)を処理しつつある中、なかなか解消されていないのが実情であります。

【国土調査法第19条第5項指定とは】

国土調査法では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより、国土調査の成果と同等に取り扱うことができることとしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。

この制度は、国土調査促進特別措置法の中で、第6次国土調査事業十箇年計画が平成22年5月25日に閣議決定された内容の具体策の一つであります。

(参考)

国土調査法第19条第5項(成果の認証)

国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合には、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

本条は、国土調査の認証に関する規定です。成果の認証とは、国土調査の成果が、測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差がないかどうか審査するものです。

地籍調査を実施した市町村等は、都道府県等に対して、地籍調査の成果の認証を請求することができます。請求された都道府県等は、調査成果を審査し、精度・正確性に問題がないと判断した場合にはその成果を認証します。

一方、本条第5項においては、地籍調査以外の事

業によって地図及び簿冊を作成し、所定の手続により認証を申請した場合、本条第2項の認証を受けた地籍調査の成果と同等以上の精度と正確さを有していると認められるときは、この成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができますと定めています。(いわゆる19条5項指定制度です。本指定を受けることにより、調査・測量の精度・正確さが地籍調査の成果と同等以上であることが公証され、調査・測量の信頼性が高まるとともに、指定を受けた地図及び簿冊の写しが登記所に送付され、原則として、地図(不動産登記法第14条第1項)として登記所に備え付けられることとなります。)

【指定の意義・メリット】

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。正確な地図を作成することにより、近隣との境界争いが未然に防止され、将来、土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

また、正確な測量等が行われた結果として国から登記所に指定書が送付され、登記所における正式な地図(不動産登記法第14条第1項地図)として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

【目標】

地籍調査対象面積(全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた地域の面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合を、49%(平成21年度末時点)から57%(平成31年度末時点)とし、特に、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、21%から48%とし、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、42%から50%とすることを目標としています。

また、地籍調査(国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に8,400点とするが、この基準点の測量を除き、国の機関が地籍調査の基礎と

するために行う基本調査の調査面積は、3,250平方キロメートルの基本調査を含む。)について、調査未着手の市町村、又は調査休止中の市町村(優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。)の解消を目指しています。

制度の活用状況としては、大臣指定の実績としてほとんどが土地改良と区画整理であり平成22年度は2件の申請ほどでありましたが、年々申請が増加し、平成25年度には民間事業者等へ特別補助もできるように制度拡充をした結果、12件の申請があったとのことでした。

【手続き等に関する事項】

1 対象地域

人口集中地区、又は都市計画区域で行う調査測量が対象となります。ただし地籍調査等により、既に不動産登記法第14条第1項で指定する地図が備えられている地域は除きます。また、一地区当たり500平方メートル以上であることが必要となります。

2 対象とする測量成果

平成26年度以降に作成する実測図等で以下の要件を満たしているものとします。

(1) 測量の基準

測量が測量法(昭和24年法律第188号)第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令(昭和24年政令第59号)別表第1に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されているもの。

(2) 測量の精度

国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないもの(観測、測定及び計算等について地籍調査作業規定準則及び同運用基準に規定するものと同様以上のものが実施されているもの)。

3 測量成果を活用した地籍整備の推進

国土調査法第19条第5項の指定に基づいて、測量成果を地籍調査と同等以上の精度又は正確さを有す

るものとして指定し、それを登記所等に送付して、地籍整備を推進することとしたいので、平成26年度以降に作成される実測図等を国土調査法第19条第5項の規定に基づいて指定申請していただきます。

- (1) 登記所等への情報提供
- (2) 登記所に送付する地図の電子データの作成
- (3) 申請書等の作成

4 地籍整備推進調査費補助金の活用について

(1) 補助金制度

国土調査法第19条第5項の指定申請を促進するため、地籍調査以外の調査・測量への補助制度です。

(2) 補助金額

国の補助率は事業主体によって異なります。

- ・ 地方公共団体が主体となる場合は、直接補助のときは1/2以内となります。
- ・ 民間事業者等が主体となる場合は、直接補助のときは1/3以内となります。
- ・ 民間事業者等が主体となる場合は、間接補助のときは1/3以内となります。
(ただし地方公共団体の補助する額の1/2が限度で地方公共団体が補助制度を設けていることが必要となります。)

- ・ 詳細に関しては、国土交通省ホームページ (<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>) 等でご確認ください。

広報員 福崎秀一(鹿児島会)



佐藤地籍整備課長



松本地籍整備課課長補佐



山口地籍整備課整備推進第二係長



望月地籍整備課推進係長

境界ADRの問題点を問う(その2)

愛知県土地家屋調査士会 あいち境界問題相談センター運営委員会

今回は、2月号掲載の「ヒアリング事項」への回答を踏まえ、私たちの境界ADRが活かされるために現状の問題点を再確認しながらその具体的打開策を考えてみたい。

その前にここで、お詫びするとともに誤りを正しておくことがある。それは再確認しておくべきことの一つかもしれない。

<ヒアリング事項の反省>

法務省におけるADR検討会に対しては、前号に報告したヒアリング事項最後の「6. その他関連事項」の中で「…土地家屋調査士法(以下「法」という。)第3条第2項で認定土地家屋調査士単独では代理ができない旨の定めがあるため」と表記してしまった。

土地家屋調査士法(以下「調査士法」という。)第3条第2項前文における「同項第7号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。」との記載は、境界ADRの代理業務について、必ずしも土地家屋調査士の単独代理を全て否定しているわけではない(例えば、調停期日において認定土地家屋調査士単独で代理できる場合もある)。そこで正しい表記は「…単独では受任できない旨の定め…」とすべきであった(もっとも、弁護士の関与を全く排除しての受任及び代理が認められないことと、第3条第1項第8号に規定するADR相談業務は、全ての認定土地家屋調査士が単独で行うことができることに変わりはない)。この点については、よほど意識づけをしておかないと錯覚しやすい部分であるのかもしれない。反省とともに再認識しておきたい。

さて、本論の打開策を検討するに当たって、事前に確認しておくべき基本的事項が3つある。

第1. 基本的確認事項

その1. <民間ADRの根本理念>

「民間ADRの本質は、両当事者の互譲精神を引き出した上での「調停による和解」であり、その持ち味

は「**手続の柔軟性**」にある。」という、制度設計の根本理念を決して忘れてはならないこと。

その2. <関係法令>

それは、前回記事の冒頭でも少し触れたが、資格士業が行うADRは、全てのADRを対象とした「**裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律**」(平成16年12月1日法律第151号、以下「**ADR法**」という。)の下に成立しているということであり、土地家屋調査士が行う境界ADRにおいては、平成17年4月13日法律第29号の「**調査士法**」の一部改正により、その業務内容には枠組みがあると認識すること。

また一方、これらの法律は、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務を取り扱うことなどを業とすることを禁止している**弁護士法**第72条の除外要件「…他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」があるものの、だからといって闇雲に何でもできるということではなく、特に資格士業のADRには、その**専門性・特殊性**を活用して**国民の利便に供する**という目的が第一にあると認識すること。

その3. <手続における役割>

境界ADRをつかさどることは、当然に**調査士法第3条の(業務)**に関わる問題であるが、その部分において、1つは、代理人としての**認定土地家屋調査士**の問題があり、もう1つは、手続実施機関である境界問題相談センター(総称であり、以下「**ADRセンター**」という。)の問題であることも認識しておきたい。

以上の3点を踏まえて、以下、私たちのADRがなぜ活かされないかを考えてみる必要がある。

第2. 問題点の検証

1. <司法制度改革の生命線>

平成11、12年頃の司法制度改革論議の中で、裁判外紛争解決手続すなわちADRが「『いかに法の規範を乗り越えられるか』、『いかに裁判所の規範を乗

り越えられるか』が鍵だ。」という発言が司法制度改革審議会委員の中にあった。

今思うと、正に、そこに民間ADRの生命線があったように思われる。

しかし、個別法における法制度が確立するにしたがって、従前の規範の中に納められてしまった感が否めない。

例えば、そのことは、「土地家屋調査士倫理規程」第25条(業務を行い得ない事件その2)が、「弁護士職務基本規程」第27条と同趣旨であることからもうかがえる。

2. <土地家屋調査士業務の専門性と特殊性>

これまで、私たちの仕事は、単に登記における申請手続代理だけではなく、現地の調査・測量という実働を踏まえ、筆界を前提として隣接土地所有者等の合意を取り付けながら登記に反映させる業務を長年行ってきたということであり、他の資格士業にはない役割の「専門性と特殊性」がある。この専門性と特殊性があるにもかかわらず、なぜADRセンターは活用されにくく、また、認定土地家屋調査士という資格が活かされないのか。

3. <立法時の環境>

特に、ADR法に関連して、個別法として規定する調査士法の一部改正時において、土地家屋調査士の環境が、

- (1) 法務省の管轄下にある。
- (2) 同じ管轄下にあっても、司法書士は簡易裁判所の単独代理権を獲得した。

という前提は、調査士会ADRを規定した改正調査士法成文時に大いに影響したように思われる。

平成14年4月4日の第154回国会参議院法務委員会の質疑の中にもあるように、法務省の表現においてさえ「司法書士等」の「等」の一括りの中で表現されてしまう土地家屋調査士のADRについては、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)との協議においても、この司法書士の簡易裁判所における認定司法書士の単独代理権があることから、対立的な立ち位置における役割として、認定土地家屋調査士が論じられたのではないかとということが考えられる。

そしてまた、従来の土地家屋調査士業務について

は、「筆界の客観的判断と登記」という不動産登記法及び調査士法に規定された業務が基本にあることから、そもそも調査士法自体が、具体的に所有権の範囲の判断を扱うADRについてそこまで想定されずに立法化されており、その踏み込めていない部分は、弁護士法との棲み分けに委ねた形になって法文化されたものではないかということである。

4. <弁護士との共同受任>

前述<立法時の環境>は、あくまでも推測の域を出ない。しかし、会員、特に認定土地家屋調査士がADRセンターを自由に活用できない大きな原因の一つが、調査士法第3条第2項に規定する「弁護士との共同受任」の義務付けにあることを強く認識している。

そこで、ヒアリング事項質問9「代理人の選任状況」に対する回答では、「弁護士との共同受任」の問題とその隘路解消を特に強調し、お願いしたところである。

5. <調査士法第22条の2と賛助>

さらにもう一步、調査士法に立ち戻ってみると、その考え方において解決の鍵があるように思う。

それは、調査士法第22条の2(業務を行い得ない事件)第2項第1号にある「賛助」の問題である。

※「賛助」とは、協議を受けた事件について、相談者が希望する一定の結論(ないし利益)を擁護するための具体的な見解を示したり、法律的手段を教示し、あるいは助言すること。

このことについては、先述した<土地家屋調査士業務の専門性と特殊性>においても触れたが、より具体的に考えたとき、私たち土地家屋調査士は、公法上の境界である「筆界」を前提に、客観的事実を探り、公平な立場に立って境界を判断し、その結果を登記に反映させる業務を日常的に行っている。その中では、両当事者に立会いを求めて、依頼者や一方当事者の境界主張を鵜呑みにするのではなく、正しい筆界の認識の理解を求め、お互いに納得していただくという作業を行っている。

そして、現地においてその境界が筆界と相違していたとき、所有権の範囲として両当事者の納得を得

ながら分筆登記をして所有権を移転する、あるいは、現状回復等をして現地の安定を図っているのである。

こうしたことから、土地家屋調査士の業務には、それ自体が必ずしも依頼者(一方当事者)の利益には立っていないという大前提がある。

このように、具体的解決策をも示す業務内容において、その担当土地家屋調査士は、調査士法第22条の2第2項第1号におけるこの「相手方との賛助」という部分、そして同条同項第2号における「相手方との信頼関係」という部分に抵触し、ADRの代理人になれない状況が生まれてしまうこととなる。

要は、業務自体が既に賛助している業務ということである。

よって、依頼者(一方当事者)の利益に立つ弁護士職務基本規程を土地家屋調査士倫理規程に当てはめた調査士法第22条の2の考え方については、日弁連を含め日本土地家屋調査士会連合会が法務省と真摯に協議をし、再考される必要があるのではないかと考える。

また、法務局が単に筆界に関する認識を表示するだけの筆界特定手続代理と、ADRを同列に扱う同法同条の文言も納得のいかない部分であり、そのことを含めて同法の見直しを求めるべきではないかと考える。

6. <境界手続の利便性と柔軟性>

調停手続の実施者として、弁護士と土地家屋調査士が調停人として存在する全てのADRセンターにおいて、申立人が再度代理人として他の土地家屋調査士や共同受任の弁護士を立てる必要があるのか(もちろん弁護士の代理人を否定しているわけではない)。当初の担当土地家屋調査士が、そのまま受

任の代理人になることにむしろ利便性と柔軟性があり、既に資料整理がなされ論点整理もされて、後は当事者の心を解きほぐし、互譲精神を引き出すことが中心(もっとも、この部分が非常に難しい部分ではあるが)となる調停であるとすれば、更に代理人を立てることの不経済性もなくなるのではないかと考える。

申立人は、ADRセンターへ申し立てをしようとしたとき、ほとんどの場合、土地家屋調査士に依頼して調査・測量を行っており、すでに費用負担をしていることから、更に代理人報酬を負担することは、ADRセンターの唱い文句であった「安価」であることにおいて、必ずしも納得のいくものではない。

7. <単独受任を見据えた調査士法の改正>

以上が、現行調査士法の中における中心的な問題点であり、検討事項であった。

このことが、法務省及び日弁連との協議の中で理解されるならば、土地家屋調査士による民間ADRの根本理念に添うものとなり、ADR活用の活性化が図られるものと考えられる。

結論としてまとめるならば、「単独受任の獲得」である。

(以上は、愛知県土地家屋調査士会・あいち境界問題相談センターとしての意見であることを申し添える。)

さて、今回は、ADR法設立時の附帯決議や運営の在り方等を見つめながら、より良いADR環境を求めて検討することとしたい。

ほっかいどう地図・ 境界シンポジウム2014 Part13

～境界紛争解決の道しるべ～

筆界特定制度と境界の時効を考える

札幌土地家屋調査士会 広報部長 高橋 育照

日時：平成26年2月21日(金)

場所：ホテルライフォート札幌

主催：日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会
(札幌土地家屋調査士会、函館土地家屋調査士会、
旭川土地家屋調査士会、釧路土地家屋調査士会)

協賛：北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

後援：札幌法務局、北海道、札幌市、日本土地家屋調査士会連合会、
公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会



「国民の皆様が所有する大切な土地・建物について、取引や次世代への引継ぎ等がなされるとき問題となるのは、その不動産が健康な状態にあるかどうかということでしょう。特に、土地にあっては、近年、所有者の権利意識の高まりにより、境界付近にある

塀などの構築物が越境していないか、相続等により受け継がれた土地の範囲が長い間に曖昧になっていないか、土地家屋調査士はこのような問題に、専門資格者として調査・測量をするにとどまらず、人と人との間に立って解決の道しるべになりたいと考えています。」

このような趣旨のもと、今年度で13回を迎える、地図・境界シンポジウムが開催され、官庁関係、関連業界、一般市民の方々を含めて、約300名の来場者がありました。

桑田毅北海道ブロック協議会会長による主催者代表挨拶のあと、札幌法務局民事行政部長弘瀬晃様より来賓挨拶をいただき、シンポジウムが開催されました。

今回のシンポジウムは3部で構成されており、
第1部：札幌法務局民事行政部 不動産登記部門総括表示登記専門官山本伸一氏による「筆界特定制度



と申請事件]

第2部：さっぽろ境界問題解決センター 小川勝広センター長による「さっぽろ境界問題解決センターの事例」

第3部：北海道大学教授 松久三四彦氏による「境界と時効と登記」

の3氏からご講演をいただきました。

第1部 「筆界特定制度と申請事件」

平成18年に筆界特定制度がスタートし、今年は9年目となります。全国で年平均2,500件、8年間で20,000件の申請があり、約11,000件の筆界を特定しています(北海道は500件の申請、320件の特定)。

筆界特定が必要な理由として

- 1 隣接地の所有者との間で争いがある
- 2 隣接地の所有者の協力が得られない
- 3 隣接地の所有者が確認を拒否している
- 4 隣接地の所有者が行方不明である、という4点が挙げられました。

また、申請人の規定、必要となる費用説明の後、手続きの流れについて解説されました。

「申請書の審査・資料収集」等、公証資料による調査から始まり、筆界についての資料・意見を提出する機会を与えるための「意見聴取等の期日の実施」(人証)、筆界調査委員による現地確認測量である特定調査(物証)を行い、およそ6か月以内に筆界が特定されます。北海道の場合は積雪時期があるので、事前に期間延長の説明を為すこともあります。



山本総括表示登記専門官

筆界調査委員は弁護士・土地家屋調査士・司法書士等から構成され、北海道では札幌局、函館局、旭川局、釧路局の合計が115名であり、その内、土地家屋調査士が93名となっています。

筆界特定は公的機関が示したものであり、証明力(公証力)を有すること、筆界特定の結果により時効を主張する傾向が増加していること、行政処分としての効力は無いので異議の申立ての手続がなく、不服の場合、境界確定訴訟となること、基本地図の捉え方等の解説がされました。

申請人が満足いかないときは、さっぽろ境界問題解決センターの制度なども紹介しており、今後もこの制度と解決センターが連携することにより、筆界特定制度の利便性を向上させ、利用者の総合的満足度を高めていくことが重要であり、申請人の立場に立った問題の解決方向を提起して、広く国民の皆様に信頼され活用していただける制度となるよう、努力しなければならないと考えているものです。

北海道においてはほとんどの地域において、筆界形成されたときが明確となる公証資料が存在しています。筆界特定登記官はこの公証資料と人証、物証を考慮して筆界を特定しています。筆界の争いについて悩んでいる方がこの制度を活用することにより、その悩みが少しでも解消することができることを希望します。とのことでした。

第2部 「さっぽろ境界問題解決センターの事例」

平成17年にADR機関として開設され、平成25年には法務大臣の認証を受けました。

現在は土地家屋調査士会50会すべてにADRセンターが設置され、18の会で法務大臣認証を受けて活動しており、他の法律関連専門職種の中でも突出したものになっています。



小川センター長

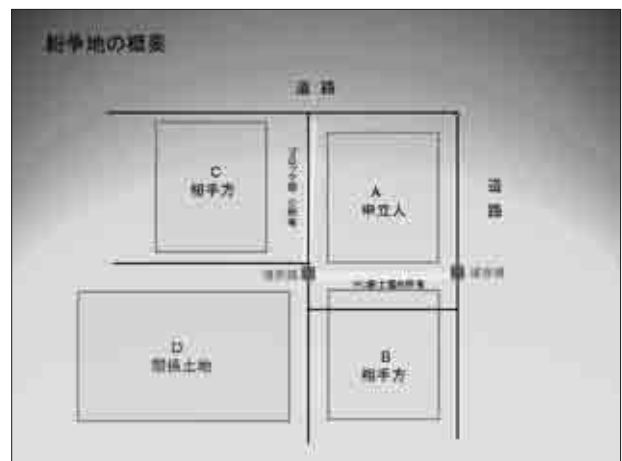
法務大臣の認証による法的効果には1. 時効の中断、2. 訴訟手続の中止、3. 調停前置の特則が挙げられます。中でも、裁判を起すよりセンターを利用するほうが手続が簡略なので、時効が近いということであればセンター利用がよろしいと考えられます。申し立てを行っただけでは時効の中断とはならないので、相手側が調停に出席して、話し合いに進んだときには遡って中断を認めるものです。調停不成立になったとしても、ADR終了後一か月以内に訴訟手続に入れば、ADR手続の請求時に遡って時効の中断が発生することは、ADR機関としての効能と考えられます。

裁判とADRセンターの相違点を示しながら、境界紛争に関しては判決が出ても地図・登記には必ずしも反映させることにはなっていないが、センターでは合意内容によって登記・地図への反映をもって終局的な解決を図ることができる等、簡易性、機密性、迅速性、専門性、柔軟性があることが述べられました。

次に、センターの運営・相談・調停について、土地家屋調査士と弁護士が協同して行っていること、電話相談受付→相談(面談)→調停の各段階の流れが述べられました。

平成25年においては電話相談32件(内2件が調停実施)ですが、境界線、その範囲についてのものより、境界付近の相隣関係によるものが多いようです。調停回数は6回を超えないで和解できるようにしており、調停時間は一回につき4時間以内としています。

合意がなされると、それに沿った和解契約書が作成され、その後フォローとして分筆、地積更正等を行い、最終的な解決を導こうとしています。



この後、3件の事例解説があり次の文言で締めくくられました。「境界紛争は筆界・所有権界或いは占有界が複雑に絡み合っている場合が多く思われます。裁判はお金がかかると云われますが、ADRには「簡易」、「迅速」、「秘密性」、「専門性」という魅力を備えています。私たち土地家屋調査士は、制度発足以来ずっと境界を見つめ続けてきており、こうした能力を紛争解決に発揮し、皆様のお役に立つべく「さっぽろ境界問題解決センター」を設立いたしました。」

第3部 「境界と時効と登記」

講師の松久教授は北海道大学大学院法学研究科の教授であるとともに、札幌土地家屋調査士会の学術顧問を務められています。

時効の利益を得るために、時効の要件を立証することは実際には難しい問題や要件があり、取得時効



松久北海道大学教授

と登記について判例の立場を中心に解説が進められました。

関係法令である民法の条文として、第162条(所有権の取得時効)、第185条(占有の性質の変更)、第186条(占有の態様等に関する推定)、第187条(占有の承継)が挙げられ、自主占有、他主占有を絡めながら設例を基に第177条(不動産に関する物権の変動の対抗要件)の説明がなされました。

また、時効の関係では第1から第5までの一定の原則に照らし合わせながら、所有者、または抵当権者並びに所有権、賃借権の時効取得について述べられます。

土地の境界は、所有者等による土地の占有範囲と一致するのが通常ですが、境界紛争が起こるケースでは土地の占有範囲と一致しないことも少なくありません。しかも、その状態が長く続いているという

ことも稀ではありません。このため取得時効の主張がなされるということも少なくないといえます。

本日は境界と時効及び時効と登記の問題に関して、重要判例を紹介してやや詳しくお話をしました。境界紛争は隣人紛争でもありますので、その土地を離れない限りは紛争当事者は顔を合わせますので、生活環境に大きく影響する深刻さをはらんでいます。

多くの事案では筆界が特定・確定されますと、当事者はそれが所有権の境と考えて解決が図られるものと思います。幸いなことに、筆界特定制度が導入され、各地の境界問題解決センターとの連携の下で、この制度は時間とコストのかかる境界確定訴訟に代わり大きな役割を果たしていることは、本日の講演の中でも明らかに示されているところです。

筆界特定制度による不服の場合は、行政訴訟である筆界特定訂正の義務付けの訴えによることが出来ない裁判例が出ています。このため境界確定訴訟となるときに民事訴訟で覆されるような事案はかなり考えにくく、境界紛争はほぼ全面的に筆界特定制度によって解決を見ていくことになるのではないかと、その中心的な担い手である土地家屋調査士が果たす役割はこのほか大きいものがあるといえます、と締めくくられました。

特別研修の中心的課題である時効について理解を深めること、そして「境界紛争ゼロ宣言!!」のもと、土地家屋調査士が国民の皆様の不動産に係る安心に貢献できる、筆界特定制度と境界問題解決センターへの更なる理解と重要性が確認されたシンポジウムでした。

地籍問題研究会

第9回定例研究会

日時：平成26年3月8日(土)午後1時30分から
午後5時45分まで
場所：大阪学院大学2号館 B1-01 教室
テーマ：地域の空間情報と地籍情報
協力：大阪学院大学、大阪土地家屋調査士会、
日本土地家屋調査士会連合会



地籍問題研究会第9回定例研究会が筆者の地元大阪で開催されることになり、参加できる機会をいただきました。当日は、忙しい中にも関わらず全国から大勢の方が集まってこられており、その意識の高さには感服いたします。

通常総会を同時開催

地籍問題研究会第9回定例研究会に先立ち、午後1時から午後1時30分まで、本研究会の代表幹事である清水英範氏を進行役として、平成26年度地籍問題研究会第1回通常総会が行われました。

平成26年度は、本日の他7月19日(獨協大学)、11月(中部地方)に定例研究会の開催が予定されています。お近くで開催の節には是非ともご参加ください。

定例研究会

安本典夫担当幹事の開会挨拶のあと、ご来賓の南川諦弘氏(大阪学院大学大学院法学研究科長)から、地域社会の中での大学として独自の取組み等をご紹介され、本日の研究会が実り多きものとなるよう祈念します、と挨拶がありました。

基調講演

■報告者

碓井照子氏(NPO 法人全国GIS技術研究会理事長、奈良大学名誉教授)

「地域空間の管理と地理空間情報—ユビキタス時空間と地籍情報—」

- 1 情報技術の進展とGISの変化
- 2 ユビキタス時空間情報基盤の重要性
- 3 ユビキタス時空間情報基盤における地籍情報と地籍調査の重要性
- 4 まとめ

地域空間とは、「地域」そのもののことであり、特別に「空間」と付けなくても物理的な土地の面的広がりを示しているものであるが、「地域空間」と強調したのは、地域という空間とユビキタス時空間という情報空間の融合を表現したかったもので、本日は「地域空間」を「ユビキタス時空間」の意味で使用していると補足説明があり、講演が始まりました。

ご講演の最後に「境界杭をインテリジェントに」と、登記・地籍行政の効率化・高度化のみならず、





防災、教育、地域開発、住民サービス等への多目的利活用及びユビキタス時空間情報基盤のインフラとしていくことが重要であるとまとめられました。

■報告■司会

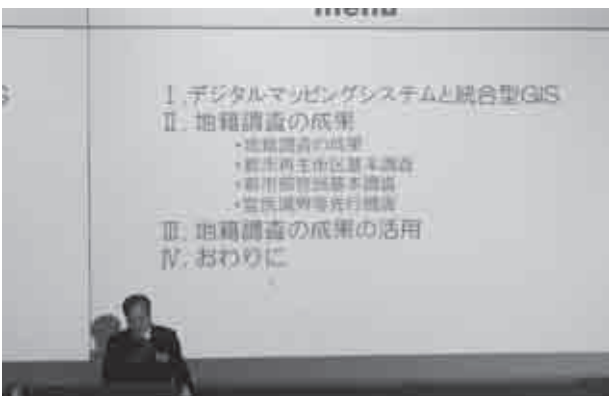
清水英範代表幹事 井畑正敏氏(大阪土地家屋調査士会会員)

■報告者

柳川重信氏(株式会社GIS 関西・元豊中市職員)

「デジタルマップシステムの構築ー地籍情報から地理情報システム(GIS)へー」

- 1 デジタルマッピングシステムと統合型GIS
- 2 地籍調査の成果
 - ・地籍調査の成果
 - ・都市再生街区基本調査



- ・都市部官民基本調査
 - ・官民境界等先行調査
- 3 地籍調査の成果の活用
 - 4 おわりに

豊中市(大阪府)のデジタルマッピングシステム導入の背景、システム構築の過程について報告がありました。中でも既存図面の再利用、他部署の理解を得るまでの苦労の様子が目に浮かぶようでした。

■報告者

戸川勝紀氏(大津市建築主事・滋賀県立大学非常勤講師)

「地理情報システムを基盤とした建築行政の情報集積」

- 1 建築行政の現状(姉歯事件)
- 2 地籍から見た建築行政の問題点
- 3 大津市統合型地理情報システム
- 4 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令
- 5 建築行政の情報収集
- 6 建築行政の課題(地籍及びGIS)
- 7 地役と建築行政の展開
- 8 GISと建築行政の展開

建築行政の立場からの報告は、新鮮で、共感できる部分がたくさんありました。情報提供者の事情によらない規格の統一化を図る必要性を感じているとのこと。



■報告者

神前泰幸氏(大阪土地家屋
調査士会会員)

「筆界情報等の管理に関する 取り組み」

- 1 土地家屋調査士の仕事
- 2 連合会の動き
- 3 認定登記基準点情報の公開
- 4 街区基準点(公共基準点)と登記基準点(私的基準点)との情報の共有
- 5 街区基準点以外の情報の例
- 6 一筆地に係る筆界及び参考情報の共有
- 7 新しい技術への取り組み

地積測量図の作成方法の変遷とその意味について説明があったあと、大阪土地家屋調査士会が運用している「基準点管理システム」と「資料バックアップシステム」のシステム構築に至った背景及び今後の展望について報告がありました。



■報告者

佐伯彰洋氏(同志社大学法学部教授)

「地理空間情報管理の法的問題・法システム」

- 1 地理空間情報活用推進基本法
 - ・基本理念
 - ・地理空間情報
 - ・基盤地図情報
 - ・個人情報保護
- 2 統合型GISの管理と公開
 - ・統合型GIS導入のメリット
 - ・岐阜県の統合型GIS
 - ・GISの公開
 - ・GISの管理
 - ・諮問機関によるチェック

3 おわりに

情報の公開の際には、個人情報の保護について注意しておくことが必要であると同時に、利用者の参加できるGISであることが必要であると報告がありました。

参加して

各テーマそれぞれが興味深いものであり、4時間という時間があっという間に過ぎていました。講師の方にとっては、持ち時間が少なかったようにも見えましたが、大変充実した時間となりました。ありがとうございました。

なお、地籍問題研究会第10回定例研究会は、下記の会場・日程にて開催される予定です。

日 時 平成26年7月19日(土) 13:00～

会 場 獨協大学(埼玉県草加市学園町1-1)

広報部次長 金子正俊(大阪会)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 03

長野会

『遠くとも一度は詣れ善光寺 花溢れる信濃路の春』

長野県土地家屋調査士会 広報部長 猪飼 健一

1998年2月の第18回オリンピック冬期競技大会「長野オリンピック」開催に合わせて開通した「長野新幹線」は、いよいよ来年の2015年の春に「北陸新幹線」として石川県金沢市まで延伸しようとしています。

長野オリンピックの開会の合図が、善光寺の梵鐘の音で始まったことを覚えておいででしょうか。今からちょうど一年後、北陸新幹線延伸と時を同じくして、創建約1400年を越え、現本堂は約300年前に建立された長野市善光寺では数え年で7年に一度の「御開帳」が開催されます。今回、長野会からはこの御開帳についてご紹介し、来年、信州へお越しいただくきっかけにしていだければと思います。投稿させていただきます。

◇御開帳とは

信州(長野県)はその地形や風土文化の違いから北信、東信、中信、南信と4つに地域を分けて呼ばれることが多く、土地家屋調査士発祥の地で、国宝松本城を抱える松本市など北信以外の中心都市は城下町が多いのに対し、北信地域にある飯山市、長野市は門前町として発展しました。中でも、国宝善光寺本堂は全国的に名を知られ、毎年約600万人の参拝者を集める観光名所です。御開帳とは一般的に、寺院で秘仏となっている仏像が数年から数十年に一度公開されることをいいますが、善光寺の御本尊は、御住職ですら見ることでできない絶対秘仏のため、その御身代わりとして、「前立本尊」(一光三尊阿弥陀如来)が数え年で7年に1度公開され、善光寺如来の功德を広げるため約2か月に亘り荘厳な行事が執り行われる一大イベントです。



回向柱

©善光寺

◇回向柱

御開帳の期間、本堂に安置された前立本尊の阿弥陀如来の右手に結ばれた金糸が、本堂の前に建立された高さ約10mの回向柱に白い綱となって結ばれております。この回向柱に触れることで、前立本尊に触れたこととなり、ご縁が結ばれ、ありがたい功德が得られるそうです。

◇数々の儀式

平成27年の御開帳の日程は4月5日から5月31日までで、この期間の前後で以下の行事日程があります。

- ① 3月29日(日) 回向柱受入式
- ② 4月 4日(土) 前立本尊御遷座式
- ③ 4月 5日(日) 開闢(かいびやく)大法要
- ④ 4月25日(土) 中日庭儀大法要(天台宗)
- ⑤ 5月 9日(土) 中日庭儀大法要(浄土宗)
- ⑥ 5月31日(日) 結願大法要
- ⑦ 6月 1日(月) 前立本尊御環座式

御開帳のメインイベントでもある中日庭儀大法要は、善光寺の僧侶、稚児など総勢800名程の行列が境内を練り歩く、荘厳で盛大な法要です。

天台宗と浄土宗それぞれが回向柱前で執り行い、行う順番は御開帳ごとに毎回入れ替わります。その他、総勢700余人にもおよぶ壮麗な大名行列や姫行列が続き、さながら絵巻物のような回向柱受入式、人力による古式の技によって建てる回向柱建立式など、様々な儀式が行われる善光寺御開帳が整然と行われます。

全国会員の皆様には、ぜひ来年のこの機会を逃さずE7系の新幹線に乗って、仏様と縁を結び、極楽往生のお約束を頂く信州善光寺までお出かけなられてはいかがでしょうか。



中日庭儀大法要

© 善光寺

宮崎会 『休日は山の番人』

宮崎県土地家屋調査士会 塩月 聖児

本誌683号(平成25年12月号)では漁師ときどき土地家屋調査士でしたが、今回は、猟師ときどき調査士の紹介です。塩月聖児会員は宮崎県宮崎市で土地家屋調査士業務のかたわら、猟師でもあります。鉄砲という街中ではあまりなじみのない物を取り扱いますので、安全の徹底、法令順守、規律順守など、ややもするとゆるくなりそうなことに対して、普段から厳しい態度で接しておられます。

宮崎県土地家屋調査士会 広報部長 小川 照司

皆さんは、鉄砲の射撃をしたことがありますか？当然、ほとんどの会員の方が射撃どころか直接見たことも触れたこともないでしょう。では、どうしたら日本で合法的に射撃できるのかを考えたことはありますか？

答えは、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)に記載があり、日本では、銃砲の所持許可試験を受ける過程の射撃教習により、実際に散弾銃を実射でき、しかも、100発の射撃ができるのです！

【銃砲所持許可について】

銃砲所持には、当然、誰でも受験できるものではなく許可の基準があります。申請を行い学科試験をクリアして、私が受験した頃の射撃教習ではクレー射撃を75発射撃練習の後、残り25発が射撃試験で3発的中すれば合格！というものでした。最初に散弾銃を撃ったときは、その衝撃と発砲音でほとんどの方が頭が真っ白になります。



塩月聖児 会員



仕留めた猪

銃砲を所持するには必ずその目的が必要です。単純に鉄砲が欲しいというだけでは所持許可は認められず、私は銃刀法第四条第一項第一号「狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者」に該当する目的で猟銃の所持許可を受けています。

【狩猟の世界】

そうです！休日は狩猟を行い、野山を駆け巡り大自然を相手に満喫しています。狩猟の方法は各都道府県で対象とする獲物も猟のやり方も全然違いますが、今回、私のグループが行っている猪狩り猟を紹介したいと思います。

私のグループメンバーは5人で、私以外全員65歳以上のベテラン猟師です。猟犬と共に猪を探し、追い出す役目の勢子(せこ)1名と、獣道等にじっと待ち伏せする役目のマブシ(タツマ)4人です。勢子はその猟を行うときの長であり、当然、その山の地形・状況に詳しく、猪の寝床及び獣道を熟知していなければ、結果、追い飛ばす(逃げられる)ことになります。また、足跡及び食跡によりその猪の大きさまで判断できるのです。

まず、最初に全員で狩りを行う山にある山の神様

(実際は小さな祠があります。)に御挨拶をして、早朝に跡見(猪の食べた後を探す作業)を行います。猪は餌を食べたらその近くに寝る習性があり、見つけた食跡により勢子が「猪はこの山の中腹の寝床に寝ている！」という判断を行います。そして、次に勢子がマブシに待ち伏せる場所を指示して配置につき、猪の寝床に猟犬を連れて行き、寝ている猪を起こしてマブシに追い込むという方法で猟を行います。

さすがに、大きな山に無数の獣道があるわけですから、そう簡単にこちらの都合良くマブシに掛ることはありません。ほとんどがこちらの気配や臭いを察知してマブシのいない獣道を通過することがほとんどです。

【新兵器】

しかし、最近は新たな兵器？が登場しました。なんとGPSを猟犬(全部で8匹)に装着して猟を行っています。使い方は親機の画面上にその猟場の地形図、自分のポイント及び猟犬が表示され、5秒おきに猟犬のGPSから親機へ位置データが送信されてくる仕組みです。逃げる猪を追う猟犬の行き先により、予測・先回りして仕留めるという時代になって



GPS親機

います！こんな所にまでGPSが一役買っているのです。このGPSのおかげで獲物に逃げられた後の猟犬回収等もピンポイントで迎えに行き回収することができます。

【きっかけ】

私が狩猟を始めるきっかけは、土地家屋調査士試験に3回落ちて完全に心が折れたとき、現在の師匠から「明日狩りに行くけど塩月君も行ってみるか。」と誘われたのが始まりです。私も気分転換という軽い気持ちで狩猟に同行させてもらいました。6人のメンバーの方へ挨拶をした後、無線機付きの軽トラックに乗せられ、「ここから外へ出らんで無線を聞いちゃって。(宮崎弁)」と言われ、車中で無線を聞いていると、勢子から「山へ入った。」との連絡が入ったと思ったらすぐに猟犬が鳴き出し、マブシの方へ追い込むと、10分も経たないうちに鉄砲がドッカーンと山に鳴り響き、同時に「捕ったよ～牡鹿だった。」というあまりにもあっけない出来事で最初は

まったく意味がわかりませんでした。その後、無線で「塩月君獲物を解体するから加勢に来てくれ。」と連絡が入り現地へ行ってみると、メンバーの方が捕れたての牡鹿を木に吊るしてみんなが笑顔で捌いており、猟犬にその内臓を食べさせているというあまりにもショッキングな場面を見ていると、案の定「こっちの足を握っちゃって。」といわれ、まだ生温かい牡鹿の前足を目を背けて握り続け、「ここが心臓だ。」などの説明も受けましたが、そのときは完全に頭がパニックで、心の中で「この人達は頭がおかしい！」と思っていた程です。解体も終わり、今度は反省会という名の飲み会です。飲み会は私自身大好きな方ですが、やはり、先程捕れた牡鹿のフルコースが並んだ状況ではテンションが上がリません。勢子長が「今日は特別に捕れたての心臓を食べさせてやる！」という猟師の中では最高のお・も・て・な・し！をしていただいたのですが、私は正直お酒だけを頂いて帰るつもりでした。メンバーの方が見守る中、断ることもできない状況となり、恐る恐る一切れの心臓を口に入れたとき、その心臓のあまりの美味しさに私が全部食べてしまいました。その瞬間、狩猟の世界に入ることを決意しました。

今流行の言葉でいえばジビエ料理ですね。

【最後に】

本年度で15年目になる猟期を3月で事故もなく無事終了することができました。自然の中から多くのことを学び、山の神様に感謝し、人はいろいろな命を食べて生きているということを実感し、今では命の大切さと真摯に向き合える場のような気がしています。

最後に、皆様も素晴らしい生涯の仲間ができるこの狩猟という世界にチャレンジしてみたいかがでしょうか。

会長レポート

REPORT

3月16日
～4月15日

3月

19日

塩崎恭久議員「第38回塩崎恭久と明日を語る会 in 東京」

塩崎恭久議員主催の明日を語る会に岡田副会長と横山政治連盟会長とともに出席。

日本は、知財立国を目指すべきとの示唆に富んだ内容が印象的だった。

平成25年度第24回正副会長会議

会議の冒頭、「境界紛争ゼロ宣言！！」の字句を役員の名刺をはじめ封筒、メールなど発信文書等に入れることを指示。事務局職員にも同様の指示を出した。

26年度に向けた正副会長会議ということもあり、事業計画、予算関係について重点的に協議を行い、具体的な対応について打ち合わせた。

20日

土地境界実務講座(仮称)についての江原裁判官との打合せ

26年度に予定している土地境界実務講座における基調講演を前法務省民事局民事第二課長であり、現在は東京高等裁判所判事の江原健志氏にお願いするため、宮嶋副会長とともに東京高等裁判所に向かう。

また、各部、研究所のメーリングリストの活用について、全副会長をメンバーに加え、情報の共有化を図るべく指示を出した。

22日

BSジャパンにて「地面のボタンのなぞ」放映

構成も脚本も分かりやすい内容に仕上がったとのことで、多くの方々から好評であった旨の感想が寄せられたところであり、番組メディアの二次利用について検討するように広報部へ連絡。

24日

国会質問の情報

参議院法務委員会で民主党・小川敏夫議員が土地家屋調査士の重要性についてと不動産登記法第14条地図の整備の遅れについて、法務省も積極的に広報するよう、また予算を増やすようにとの質問をされたとの情報が入る。谷垣法務大臣の答弁も法務省民事局長の答弁も積極的な内容であり、心強い限りである。

4月

1日

民主党役員との意見交換会

ホテルルポール麹町にて午前7時30分から行われた。

菅原副会長、竹谷専務理事、横山政治連盟会長、市川副会長、小沢幹事長とともに出席／海江田万里代表、大島章宏幹事長、小川敏夫議員連盟会長はじめ、民主党の要職者が揃われた。

地図作りへの土地家屋調査士の参画、オンライン登記申請などについて意見交換と要望を行った。

平成26年度第1回正副会長会議

午前10時30分から正副会長会議を行った。

新年度早々ではあるが、連合会における懸案事項の整理と課題の対応等について、各副会長、総務部長、専務理事とともに協議。

法務省民事局民事第二課から異動される方々と後任の方が来館され、ご挨拶とお世話になったお礼を申し述べさせていただいた。

3日

東京法務局(幹部職員)就退任挨拶の対応等

東京法務局からご挨拶にみえられ、加賀谷副会長とともに対応させていただいた。

衆議院議員保岡興治さんを支える会

加賀谷副会長とともに、保岡議員の会合に出席。保岡先生には、土地家屋調査士の自民党議員連盟名誉顧問に就任いただき、様々な事案についてご示唆をいただいているところである。政治連盟から横山会長、小沢幹事長も出席。

8日

第1回制度対策戦略会議

各副会長、児玉・小野両常任理事とともに予防司法と登記情報や地図のメンテナンスの視点から、私たち土地家屋調査士の保有する業務情報の活用方策について協議した。

9日

平成26年度第2回正副会長会議

9～10日

平成26年度第1回常任理事会

6月に開催予定の第71回定時総会の対応について、正副会長会議から引き続いての常任理事会に

て協議。各副会長及び常任理事には、年度も変わり、心新たに会務に当たるようお願いしたところである。

10日

福井会 戸田昌浩会長の告別式に参列

福井会 戸田会長の葬儀に参列。51歳での急死は余りにもはやく、ご家族の方におかけする言葉も見つからず。4月3日に電話で話したのが最後となった。さぞ残念でくやしかったことと思う。ご冥福をお祈りさせていただくのみである…。

14日

棚橋泰文議員「棚橋泰文君と21世紀を拓く会フォーラム」

棚橋議員は、私と同じく岐阜県の選出でもあり、現在、自民党政調会長代理で土地家屋調査士制度にたいへん理解のある先生である。今まで以上に多くの国民の皆さんに私たちの制度を周知いただける大きなチャンスであることを実感したところである。

会務日誌

3月16日～4月15日

3月

19日

平成25年度第24回正副会長会議

<協議事項>

- 1 各種懸案事項の整理について

20日

第11回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する調査について
- 3 「調査・測量実施要領」増刷及び追録第4号の発刊について
- 4 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について
- 5 境界鑑定講座及び筆界特定制度に係るアンケートについて
- 6 年計報告集計表の作成について
- 7 消費税率変更に伴う完了検査証と表題登記について

26～27日

第8回総務部会

<審議事項>

- 1 特別民間法人の指導監督基準に基づく是正要請について
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分に係る調査手続必須化等への対応について
- 3 「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の移設について

<協議事項>

- 1 第71回定時総会提出議案及び運営等について
- 2 日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)等について
- 4 土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公開に伴う懲戒処分情報の公開に関する運用基準の新設(案)及び日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領の一部改正(案)について
- 5 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」の追加事例について

- 6 各土地家屋調査士会からの照会について
- 7 大規模災害対策に関する検討について

第5回地図対策室

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項に係る民間測量成果の活用について

4月

1日

平成26年度第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 各種懸案事項の整理について
- 2 国土調査法第19条第5項指定申請マニュアルの連合会ホームページ掲載について
- 3 各土地家屋調査士会総会について

4日

第1回法整備WG会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する事項の定義等について
- 2 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する規則について

7日

第1回財務部会

<報告事項>

- 1 連平成25年度財務部事業計画の執行結果について
- 2 団体定期保険における配当金等について
- 3 平成26年度親睦事業について
- 4 専門事業者賠償責任保険及び情報漏えいプロテクター保険等の保険期間の変更について
- 5 業務関係用紙等の頒布価格の変更について
- 6 民事月報の取扱いについて

<協議事項>

- 1 平成26年度財務部事業計画(案)における各事業の執行方針について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)等について
- 3 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について
- 4 平成25年度一般会計及び特別会計の決算について
- 5 平成26年度一般会計及び特別会計の予算(案)について

8日

第1回業務受託環境整備PT会議

<協議事項>

- 1 平成26年度の業務受託環境PTの活動方針

について

- 2 官公署等向け業務啓発、制度広報パンフレットについて
- 3 全国で行われている競争入札に関する対応等について

第1回制度対策戦略会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士が保有する業務情報の公開システムの構築について

9日

平成26年度第2回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成26年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

9～10日

平成26年度第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成26年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 平成25年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び同役員給与規程の一部改正(案)等について
- 4 土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公開に伴う「懲戒処分情報の公開に関する運用基準」の新設(案)について
- 5 第10回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 6 平成26年度事業方針大綱(案)及び同各部等事業計画(案)について
- 7 平成26年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 8 第71回定時総会提出議案について

<協議事項>

- 1 第71回定時総会の対応について
- 2 日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の新設(案)について
- 3 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について
- 4 第10回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
- 5 平成26年度「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について

平成26年度第1回常任理事会業務監査

人事異動 法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付で行われましたので、その一部を左に紹介いたします。(○平成二十六年四月一日付け異動)

東京										大阪		名古屋	
庁名	局長	次長	総務課長	首席登記官	登記情報官	局長	次長	局長	次長	局長	次長		
横濱	○中垣 治夫	○土師 美千秋	○小山 浩幸	○持田 弘二	○玉山 浩	京都	○野崎 昌利	○野崎 昌利	○野崎 昌利	名古屋	○奥村 耕一	○奥村 耕一	○奥村 耕一
さいたま	○弘瀬 晃	○諏訪 和則	○富澤 清治	○比留間 治夫	○大室 直哉	大阪	○醍醐 邦治	○醍醐 邦治	○醍醐 邦治	名古屋	○梅田 一男	○梅田 一男	○梅田 一男
千葉	○佐生 道夫	○小鷹 狩正美	○山本 憲幸	○神田 雅文	○江部 昌徳	大阪	○西岡 康之	○西岡 康之	○西岡 康之	名古屋	○真鍋 健次	○真鍋 健次	○真鍋 健次
水戸	○小田 切敏夫	○石本 仁	○松田 淳一	○柴永 康雄	○原澤 正男	大阪	○吉川 隆之	○吉川 隆之	○吉川 隆之	名古屋	○板山 久次	○板山 久次	○板山 久次
宇都宮	○鎌倉 克彦	○中富 喜浩	○齊藤 恵子	○奥村 千鶴子	○田中 明	大阪	○丸尾 秀一	○丸尾 秀一	○丸尾 秀一	名古屋	○大竹 聖一	○大竹 聖一	○大竹 聖一
前橋	○佐藤 義晴	○高柳 啓二	○渡邊 康博	○戸田 千代光	○生形 勝亮	大阪	○山本 英司	○山本 英司	○山本 英司	名古屋	○高村 一男	○高村 一男	○高村 一男
静岡	○田畑 恵一	○原口 克広	○伊藤 敏治	○山岸 誠次	○宗像 邦勝	大阪	○西岡 康之	○西岡 康之	○西岡 康之	名古屋	○梅田 一男	○梅田 一男	○梅田 一男
甲府	○中根 俊樹	○鈴木 通広	○林 淳史	○吉田 貞彦	○小宮 山孝之	大阪	○西岡 康之	○西岡 康之	○西岡 康之	名古屋	○梅田 一男	○梅田 一男	○梅田 一男
長野	○小野 昭男	○鏡野 智子	○久保 浩美	○黒澤 勝彦	○丸山 裕子	大阪	○西岡 康之	○西岡 康之	○西岡 康之	名古屋	○梅田 一男	○梅田 一男	○梅田 一男
新潟	○北島 孝昭	○福田 勝	○佐藤 正夫	○佐野 敬治	○丸山 裕子	大阪	○西岡 康之	○西岡 康之	○西岡 康之	名古屋	○梅田 一男	○梅田 一男	○梅田 一男

法務局		地方法務局	
庁名	局長	局長	局長
東京	○余田 武裕	○喜多 剛久	○白石 武
大阪	○泉本 良二	○松尾 泰三	○岡野 計明
名古屋	○新堀 敏彦	○古門 由久	○北村 由香
仙台	○根村 良和	○小宮 山孝之	○松田 淳一
札幌	○高村 一男	○小宮 山孝之	○松田 淳一
高松	○小沼 邦彦	○小宮 山孝之	○松田 淳一

福 岡		広 島		山 口		徳 島		香 川		高 松	
局長	次長	局長	次長	局長	次長	局長	次長	局長	次長	局長	次長
○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之
○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之
○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之	○宮崎 直之

年金基金で悠々ライフ

元愛知県土地家屋調査士会会員 土井 政弘

私は、平成3年7月の土地家屋調査士国民年金基金(以下、「国民年金基金」という。)発足当初から、平成18年3月までの14年9ヶ月という長きに亘り、代議員また理事を務め、微力ながらもその運営をお手伝いさせていただきました。組織作りと加入者集めに苦労し奔走した設立当初のことを、懐かしく思い出します。発足のための設立要件として、3,000人が必要とされているにも関わらず、当時加入希望者は大幅に足りませんでした。それでも、他のブロック選出の代議員の方々とともに熱意を持って行動し、3,000人加入者確保を成し遂げた時の達成感と安堵感は、今も鮮明に記憶に残っています。

そしてこの度、私事ではありますが、一昨年、満65歳を迎え年金受給者となり、平成25年12月31日をもって土地家屋調査士を廃業いたしました。私たち自営業者は、サラリーマンとは違い定年のない立場ではありますが、一区切りをつけ、新たな人生のスタートラインに立った気持ちであります。そのような自らの状況になった今、「国民年金基金に入っていてよかった!!」と身にしみて感じております。

そんな私が何より皆さんに申しあげたいことは、「国民年金基金に未加入の方は、是非加入をしておくべき!!」ということです。

ご存知のとおり、私たち自営業者は基本的に国民年金の第1号被保険者です。現在のところ、65歳支給満額で6万5千円くらいです。どれだけ節約しても、これだけの金額ではやっていけないというのが実際のところ。私の場合、厚生年金の期間も比較的少なく、そこで国民年金基金のあり難みを痛感しているのです。

国民年金基金制度は、こうした私たち国民年金第1号被保険者である自営業者と、第2号被保険者であるサラリーマンとの年金受給格差をなくすための制度として、平成3年に創設された公的な年金制度です。「老後の備え」という意味では、民間の年金制度という選択肢もありますが、国民年金基金が公的年金制度であるという点で、それらとは一線を画した強固な制度だといえます。

私は国民年金基金制度について、次の4つを主なメリットとして考えております。

まず1つ目は、妻及び補助者の加入が可能なこと。す。

自らの老後に備えるだけでなく、「人生のパートナー」である妻、及び「仕事のパートナー」である補助者の老

後にも備えることができるのです。加入者数の増加により、国民年金基金をより強固で安定的なものとするためにも、これらの方々への加入を強くおすすめしたいところです。

2つ目は、加入にあたり口数、金額を幅広く選択できるという点です。掛金限度額6万8千円の範囲内で、終身年金2種類、確定年金5種類から選択でき、口数も1口から掛けることができます。個人個人のニーズに合わせ、様々な種類からの選択が可能ということです。

3つ目は、掛金は1歳刻みで設定されており、加入時の年齢によって決まることです。加入時の掛金は60歳の終了まで変わりません。若い開業したての会員のみなさんの中には、「国民年金基金に加入するほどの余裕なんてないし…」という考えの方も多かもしれません。何を隠そう、私も開業したての頃は、同じような経済状況にありましたのでよくわかります。ただ言えるのは、若いうちの方が掛金の負担が少ないですから、少々無理をしても加入するべきということです。

4つ目は、国民年金基金の掛金は、全額が社会保険控除で所得から差し引くことができることです。年齢が上がってから加入したり、口数を増やせば掛金は多くなりますが、所得控除の節税効果も大きくなります。既に入っている方は、増額を考えてみてはいかがでしょうか。

国民年金基金への加入は、ゆとりある老後のために必要不可欠だと申し上げても過言ではありません。長年蓄えた預貯金を、生活のためだけに使うのはいささか寂しいものです。

預貯金は使えば減っていくものであるのに比べ、「年金」であれば定期的に支払われ、なくなることはありません。国民年金基金は、老後の生活に「経済的ゆとり」、さらには「心のゆとり」をもたらしてくれます。

日々の生活は節約を心がけながらも、年に数回旅行に行ったり、たまに会う孫たちと美味しいものを食べに行ったりと、ささやかな悠々ライフを楽しみたいと思っております。



自営業、フリーランスのみなさんにお知らせ

今に ゆとり。

の国民年金基金。

掛金が全額所得控除で、税金が
おトク。さらに、基本は終身年金
だから、一生涯受け取れて、

老後に ゆとり。

わたしも、国民年金基金です。優香



今にゆとり。掛金は全額所得控除で
税金がおトク。



老後にゆとり。基本は終身年金。
だから一生涯お受け取り。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上
65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

※日本国内に住所を設ける方に限りです。

資料請求・ご相談・
お問い合わせはお気軽に。

 0120-145-040
www.chosashi-npf.or.jp

土地家屋調査士国民年金基金
〒112-0013 東京都文京区春日1-15-15 シティ春日2階205号

平成25年度第2回研修会報告

「研修会1日目について」

理事 松原 正彦

平成25年度第2回研修会が、2月18日から2日間、全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)から約120名の出席者を集め、東京のホテルメトロポリタンエドモントで開催された。全国の協会の長年の懸案事項であった公益法人等への移行については、大半が公益法人移行完了、または認定の答申を受けており、残すところ移行申請中の1協会(本年4月1日現在)となった。そこで全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)は、今後の公益法人の事業者として求められるガバナンスや管理体制を構築するために、「業務管理システム」を各協会に検討していただく参考として、既に導入済みである静岡協会、岐阜協会の業務管理システムの実例を研修会にて紹介してもらった。静岡協会は伊藤彰理事長、オプトシステム(株)代表取締役渡邊正行氏から、また、岐阜協会は、林克憲企画部長、(株)GIS関西技術部安藤賢治氏から、システム導入に至った経緯、システム開発期間、システム導入初期費用、運用の維持管理費用、システム導入前後の業務処理時間(所謂ビフォー・アフター)、導入後の費用対効果などを解りやすく説明していただき、公益法人の事業者の運営責任者として、大変、今後の参考となった。最後に、この管理システムの内容についての質疑応答もあり、出席者としては有り難かった。



業務管理システム講演

そのあと、基調講演として『土地家屋調査士の今後の展望について』日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)の林千年会長からご講演を頂いた。林会長は過去に、岐阜協会の理事長を3期、また全公連の監事も歴任されており、協会とのご縁が大変深く、「大義の無い主張はしない」との理念の基、行動していることや、また、土地家屋調査士の社会的地位向上など、行政庁に不在地主の課税台帳を土地家屋調査士が閲覧可能となる要望、認定登記基準点を公共基準点として認めてもらう要望等の実現に向けてのご講演をされた。



日調連 林会長

続いて、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)の横山一夫会長に『全調政連の活動と三団体の連携について』と題して基調講演を頂き、前全公連会長の柳平幸男氏と法務省の地図作成業務における業務報酬の中間金支払いの実現のために、二人で奔走した話などを踏まえ、今後どうなるのか不透明なTPPや種々の土地家屋調査士を取り巻く問題を乗り越えて行くためには、政治連盟の活動が必要である。そのためには、土地家屋調査士の政治連盟の加入が必要であると強く訴えられた。



全調政連 横山会長

最後に、日調連の林会長、同宮嶋副会長、全調政連の横山会長の方々に来賓としてご臨席賜り、横山会長の乾杯により懇親会を開催した。研修の疲れを忘れ、和やかな雰囲気の中、歓談が続き研修会1日目が終了した。

「研修会2日目について」

理事 五島 弘

平成23年8月に岩手協会が公益法人移行認定を受けて後、3年目を迎えようとしている今、各協会が今後、どのように会務運営を進めていくか、役員は的確な情報を得て、対応することとなるが、当然、移行後の運営が当面の課題であり、行政庁の監督、立入検査とはどのようになされるのかが関心事である。公益移行を目指してきた当時の役員は当初の役目を終えて、次なる人にバトンを渡し、社会に認知された法人として今後ますますの発展を願っていることから、研修会2日目は、公益財団法人公益法人協会鈴木勝治専務理事から、『移行後の法人運営について』と題して、時に応じた行政庁の監督と機関運営に関して、以下の3点を中心とした内容でご講演を頂いた。

- 機関運営についてどのような点に留意すべきか
- 行政庁との対応をどうすればよいか
- 運営のガバナンス上のポイント

特に、行政庁との対応では、立入検査ではどのようなことを検査されるのか、どのような準備をしておけばよいのか、何か問題があると、その後の法人運営にどのような影響があるのか等について、今まで以上に役員は日頃から実体を把握していなければならないが、講演及び資料にて、「①定款や認定(認可)申請で決められた事業をしっかりと実施しており、②社員総会や理事会等の機関の開催や議事録の作成等も法令や定款等に則りきちんと行われており、③いわゆる財務3基準など会計財務に問題がなければ、何も心配される必要はありません」と講師から説明があったことは、きちんと対応していれば運営に問題は生じてこないと納得したものである。

各協会においても、行政庁の監督・立入検査が始まろうとしている。些事に拘ったり、個人的な見解を押し付けるなどの検査ではなく、あくまでも法令に準拠したものであり、事務の些細なミスがとがめられるといったものではないようである。



公益法人協会 鈴木講師

監督の基本的考え方

(平成20年11月21日内閣府「監督の基本的な考え方」より抜粋)

- ①法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- ②法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため、新公益法人が適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- ③制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- ④公益認定申請等の審査、定期的提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実体把握に努める。

以上のように、移行後の法人運営に関しては、日々全体を見ていくことに留意して対応していくことで、立入検査についても説明が可能であるということが、本講演を受けることで再認識されたと思われる。

会議経過及び会議予定

2月19日	ブロック会長会議
2月22日	小宮山泰子新春の集い
2月28日	前田武志と環境未来都市を語る会
3月8日	志野忠司先生旭日小綬章受章お祝いの集い
3月10～11日	第9回正副会長会議
3月10日	第2回IPU委員会
3月10日	正副会長及びIPU委員会合同会議
3月12日	第14回定時大会及び懇親会
3月19日	自民党各種団体協議会懇談会
3月20日	神奈川協会総会
3月27～28日	第10回正副会長会議
3月27日	全法務省労働組合との打合せ
4月11日	第8回全司協未登記問題研究会
4月16日	第1回監査会
4月16～17日	第1回理事会
5月21～22日	第1回正副会長会議
6月2日	第2回理事会
6月2日	第29回定時総会
6月3日	第1回研修会
6月3日	第3回理事会

群馬会

「会員の広場 『私の就活時代』」

高崎支部 三倉 明子



『会報あかぎ』第170号

唐突ですが、学生のころは自分が士業で食べていくとは夢にも思っていませんでした。勉強が嫌いで、絵を描いたり音楽を聴いたり奏でたりすることが好きだったので、進学先も大学短大ではなく専門学校を選びました。デザインを専攻したので就職先はそれを生かせるところと思い探しました。当時は、すでにバブルは弾けておりましたが、売り手市場で新卒就職率はまだまだよかった頃ですが、デザインなどの特異分野では実力世界というか、業界自体が転職するのがステイタスみたいなところがあり、新卒とベテランがしのぎを削るという一種特有な雰囲気がか常にありました。企業側も、フレッシュで今後の発想に期待できる新卒を採用するか、即戦力でガンガンいけるステップアップを望んでいる経験者を取るべきか、悩みに悩んで決めたりするわけです。とにかく、私としてはそんな世界に身を置きたかったわけで、当然その中で実力を発揮するつもりでいました。きっと鼻持ちならない自信過剰な新卒だったんだろうな…と、今振り返ると苦笑いせずにはいられません。少しでもコネがあったら利用した方がいいと言われても全くそんなことはど

こ吹く風で、コネなど使わず実力で勝ち取ってこそ！とがむしゃらに就職活動に臨んだものです。

当時、自宅から都内の学校まで毎日電車通学をしていました。専門学校は大学と違って課題も多いし、授業も高校生みたいにパンパンに詰め込んで空き時間も無ければグループでこなす課題などは、それぞれが遠方から通っていたりして、どこかに集まって作品を制作する必要があったりしても、そんな場所がなかなか無くて。グループ全体の結束力があればいいのですが、何となく遊びの延長みたいな感じでやっていると課題の制作や提出が間に合わず、容赦なく切り捨てられていきました。(だいたい就職するのが嫌とか勉強しないでいいと思って専門学校に入ってきた子たちだけで固められたグループは、そんな感じ。)幸い私たちのグループは、商業高校卒業後7年ほど社会人で働いた経験者が1名、法政大学卒業1名、農大短期大学卒業1名、高卒新卒2名が通常メンバーのちょっと変わった面白いグループで、その時は意識していませんでしたが、お互い物凄く刺激合っていたのだらうと。少なくとも私には刺激的な毎日でした。そんな中で、実力

で将来を勝ち取ってやる…みたいな気持ちになっていたのだと思います。

しかし、現実には厳しく、業界全体が残業徹夜、当たり前という時代で、まず都内在住でないと箸にも棒にもかからない感じでした。私の場合、就職試験を受けられる会社自体が極端に少なく、思いを馳せるばかりで事前の調査不足も重なり、かなり苦い経験をしましたが、何とかデザイン関係の仕事にありつき、楽しい日々を送る事が出来ました。

結婚や出産を機に、その状況の中で少しでも自分を生かせる仕事を模索するうちに、数年前に土地家屋調査士に辿り着いたというのが正直なところです。

最近、息子の大学の寮が取り壊されることになり、新しい入居先となる物件を探す毎日を送っていて、ふと二十歳前後の自分を思い出しました。他愛ない会話の中にも刺激がいっぱい詰まっていた、気持ちだけは満ち足りていた学生時代を振り返ると、息子にもそんな刺激だらけの学生生活をぜひ謳歌してほしいと願ってしまいます。その先にどんな人生が待っているのか、本当に予想もつきませんが(笑)。

熊本会

「鳴り岩の湧水… 『神風連の変』の跡」

熊本支部 田口 一法



『会報くまもと』第283号

一昨年から補助者が1名おりますが、なかなか仕事を覚えようとせず困っております。資格を目指すということで、現場の仕事以外は極力時間をあげておりますが、自宅の近くにありますが神風連のお墓が荒れていると言って、仲間を集めて工事みたいなことをやっておりました。何やら新聞沙汰となりましたので、ここに紹介します。

明治9年に起きた「神風連の乱」ですが、正式には「乱」ではなく「変」と、熊本市史に書かれているそうです。

なぜ神風連と呼ぶか

【敬神党の義挙】

明治九年十月二十四日、明治政



熊本日日新聞社 H25.11.3掲載

府が発令した廃刀令や断髪令などの欧化政策で日本の制度や習慣、風俗などが奪われることに憤激した敬神党は一死殉国の覚悟を決め、欧風米俗の侵入を排除することが救国の道と信じ、欧米式の近代兵器で武装した明治政府軍に対してあえて古来の日本刀と槍のみの装備で兵を挙げ、一夜壮烈に戦います。

このような方法で反乱でないことを証明し、勝つことを目的とせず国柄や精神性を護ることを目的とした純真な戦いは歴史上例がなく、まさに神事を行い神慮(神の御心)を伺って成さしめた、義挙でした。

顕彰 田口裕也、有志一同



現地(西区花園七丁目)の写真

この場所は、崇城大学前駅から車で数分くらいの所にあります。

また、すぐ横には、金峰山水系「鳴り岩の湧水」があります。

高さ10メートルほどの岩の下部から湧水しており、ホースで水場に引かれています。

平成の名水百選の一つです。



平成21年3月に熊本水遺産登録

このような事に一所懸命精を出す息子にエールを送ります。

しかしながら、資格試験にも精を出して欲しい。

親父としましては、「そんな暇があるならもっと勉強しろ、仕事を覚えろ」と文句も言いたくなります。

一体、いつになったらお前も「士」になれるのかな？

土地家屋調査士の誕生から64年
実勢や取り巻く環境について収録した、貴重な資料

土地家屋調査士白書 2014

日本土地家屋調査士会連合会 著

2014年3月刊 A4判 124頁 定価1,944円 → 特価1,750円

- 土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データを一元的に集約。
- 制度広報や、将来の展望に際しての統計集としても活用できる。
- 東日本大震災における対応や未曾有の経験を、特集として掲載。

【収録内容】

第1章 日本全国あなたの近くの土地家屋調査士	2 土地家屋調査士会による研修会
1 全国の土地家屋調査士人口	
2 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等	第6章 研究し、発信し続ける土地家屋調査士
3 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口	日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について
第2章 日本経済に貢献する土地家屋調査士	第7章 仲間を支え合う土地家屋調査士
1 不動産登記事件数の推移	1 全国の土地家屋調査士会
2 土地の表示に関する登記事件数の推移	2 日本土地家屋調査士会連合会組織について
3 建物の表示に関する登記事件数の推移	3 全国土地家屋調査士政治連盟の誕生
4 土地家屋調査士とオンライン登記申請	第8章 進化を続ける土地家屋調査士
5 参考資料 国土交通省「土地白書」から	1 国際地籍シンポジウムの開催
6 公共嘱託登記	2 地籍問題研究会
第3章 日本社会に寄り添う土地家屋調査士	3 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究
1 土地家屋調査士会が運営するADRセンター	第9章 土地家屋調査士が歩み続けた道
2 筆界特定制度	1 土地家屋調査士制度の誕生
3 土地家屋調査士による社会教育活動	2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷
4 土地家屋調査士会等による全国自治体との防災協定	東日本大震災と土地家屋調査士
第4章 自らを省みる土地家屋調査士	1 各土地家屋調査士会との連携
1 土地家屋調査士の登録	2 日調連、各土地家屋調査士会による被災者支援活動
2 懲戒処分	3 土地家屋調査士の震災の教訓
第5章 研鑽し続ける土地家屋調査士	4 土地家屋調査士による復興支援
1 土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地家屋調査士	



特別特価・送料無料

FAX注文書

FAX 03-3953-2061

FAXの送信間違いには、十分ご注意ください。

(価格は8%の消費税込で表示しております。)

特典コード 202959

※商品のお届け方法は郵送となります。

書名	特価(税込)	部数
土地家屋調査士白書 2014	1,750円	冊

フリガナ お名前			
ご住所	〒	E-mail:	
	TEL:	FAX:	

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>
営業時間: 月～金(祝日は除く) 9:00～17:00

ちようさし俳壇

第348回



武蔵野

水上陽三

直線は薄氷の骨にはたづみ
熊谷草長刀然と芽立ちたり
来し方は白みゆくなり春の望
春嵐慣性なども肯ひつ
武蔵野の独活育つころ地下の室

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

春の虹十八頭の馬奔る
一夜にて花の都となりにけり
珈琲の苦味を舌に花の町
旅客機の行方知れざる春の海
春雷や集団自衛権の是非

茨城 島田 操

追伸の一行桜見に来いと
花嫁を迎へし家や春灯
陽炎ひて仏とも見ゆ山の石
美しく老いし姉妹や桜餅
鋤の手を休めて仰ぐ揚雲雀

茨城 中原ひそむ

薔薇剪つて何処に忘れし花鏡
黄砂降る高速道路橋渡る
風光る見知らぬ町にひとり来て
山裾に何の煙か木々芽吹く
海よりの風吹抜けて夏座敷

長野 中沢 武

雪中に堆肥を運ぶ老爺見ゆ
国調の杭を探しぬ雪の下
登記簿の畑も何時か枯野なり
当分は外業できぬ深雪晴

東京 雅々女

鶯の声街騒にまぎれざり
ひとひらの落花寄合ひ筏組む

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

春の虹十八頭の馬奔る

一生一度の晴れの舞台ダービーを目指し
駿馬たちが鎬を削り合う競馬は、一レース
八棒十八頭だてである。騎士達の乗馬服は
棒によって違うので、はしる姿を想起しな
がら、馬たちの夢を春の虹に例えたのであ
る。

島田 操

陽炎ひて仏とも見ゆ山の石

山にある一つの岩石であろうか。いずれ
にしてもかなり大きな石であろう。おりし
も麗らかな春の陽光に辺り一面陽炎が立ち
込めその石もゆらゆらと揺らめいて見える
のである。眺めているうちにその岩石が仏
のように見えてきたのである。恐らく筑波
山辺りでの感慨であろう。

中原ひそむ

山裾に何の煙か木々芽吹く

俳句はその時その時に、あれっと思った
感慨を素直に文字に表現すればよい。近頃
では昔のように焚き火することもないので、
煙を見れば自ずから不審をいだく。折
しも木々の芽吹き時で薄々と霞も柵引いて
いよう。穏やかな春の光景である。

中沢 武

当分は外業できぬ深雪晴

例年に無く雪の多い今年であった。殊に
三月前半の大雪は東京でさえ簡単に消えな
かった。土地家屋調査士にとっては主たる
外業が当分できないと嘆いているのである。
多くの仲間の嘆きを代表したような作
品である。

【二】投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(二口3〜5句程度)

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄
せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX…03-3292-10059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年 3月 3日付
神奈川 2974 勝部 真也 埼玉 2552 末永 廣志
静岡 1751 矢部 和孝 山梨 397 斉藤 好孝
大阪 3210 杉山 正剛 兵庫 2434 富澤 誠二
岐阜 1253 羽柴 幸子 石川 658 加恵田 信
岡山 1374 佐藤 勝政 熊本 1185 中尾 祐一
熊本 1186 三角 健太 宮城 1014 澤山 武之
愛媛 842 水野 敬三

平成26年 3月10日付
東京 7831 倉田 篤徳 神奈川 2976 麻生 賢二
千葉 2143 齋藤 孝保 大阪 3211 請田 隆広
兵庫 2435 尾繩 博之 兵庫 2436 木畑 勝則
大分 825 三重野 達 鹿児島 1057 武石 裕和
鹿児島 1058 内匠 良一 愛媛 843 松岡 徹

平成26年 3月20日付
神奈川 2977 小菅 誠 栃木 912 小林 昌郎
静岡 1752 植松 悟 長野 2581 浦野 泉
岡山 1376 越智 秀樹 岡山 1377 安藤 和弘
福岡 2249 黒瀬 哲 福島 1468 竹田 安代
秋田 1027 松淵 誠

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年 1月 1日付 広島 1613 浅野 大輔
平成26年 1月 4日付 長崎 176 小林 有
平成26年 1月 7日付 兵庫 638 宮本 精一
平成26年 1月17日付 新潟 1563 山岸 功一
平成26年 1月19日付 神奈川 1749 室 武志
平成26年 1月31日付 富山 384 竹田 一郎
平成26年 2月 1日付 滋賀 176 中山 正文
平成26年 2月 5日付 東京 6189 原口 均
平成26年 2月 8日付 愛知 1203 大谷壯太郎
平成26年 2月14日付 岡山 409 井上 太郎
平成26年 2月17日付 京都 360 寺田 良三
平成26年 2月23日付 神奈川 1498 佐藤要次郎

平成26年 3月 3日付
新潟 2113 傳田 昭雄 兵庫 537 田中 勸
高知 547 野老山 正

平成26年 3月10日付
埼玉 2393 荘司 仁 愛知 1666 土井 孝雄
札幌 1175 坂本 貴史

平成26年 3月20日付
東京 6658 根内 義美 千葉 312 齋藤 竹重
栃木 893 松本 実 長野 1058 龍野 茂紀
大阪 1057 田中 伸吉 大阪 1935 合田 洋一
三重 476 浜口 昌俊 三重 523 佐藤 繁雄
山形 1070 斎藤 芳晴 徳島 315 田村 豊照

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年 3月 3日付
栃木 901 池田 務 宮崎 764 氏益 裕治
宮崎 772 山崎勲一郎

平成26年 3月10日付
宮崎 516 佐藤 忠男 宮崎 567 佐藤 仁之
宮崎 627 古川 人司 宮崎 664 山内 鶴美
宮崎 681 常盤 泰司 宮崎 731 小林 明代
宮崎 739 初田 謙信 宮崎 748 伊東 進
宮崎 762 森 透

平成26年 3月20日付
東京 7692 渡辺 良市 群馬 1001 三倉 明子
岡山 1308 楠原 良則 岡山 1311 浅野 忠之
熊本 1146 木下 裕郎 宮崎 596 齋藤 義幸
宮崎 740 鬼東 洋

お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行等に関する重要なお案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成25年9月末日までに累計23,722枚の電子証明書を発行してまいりましたが、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっていました。

そのような状況の中、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、昨年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者(以下「新認証局」という。)に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

これを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員

の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引をします。

2 新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現行認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月下旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、新

認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期限によって次の3つのグループに分かれますが、どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いいたします。

Aグループ 電子証明書有効期限：

2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いいたします。

Bグループ 電子証明書有効期限：

現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができ

なくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いいたします。

Cグループ 電子証明書有効期限：

2014年11月中旬以降又は新規

2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いいたします。

3 電子証明書の発行方式

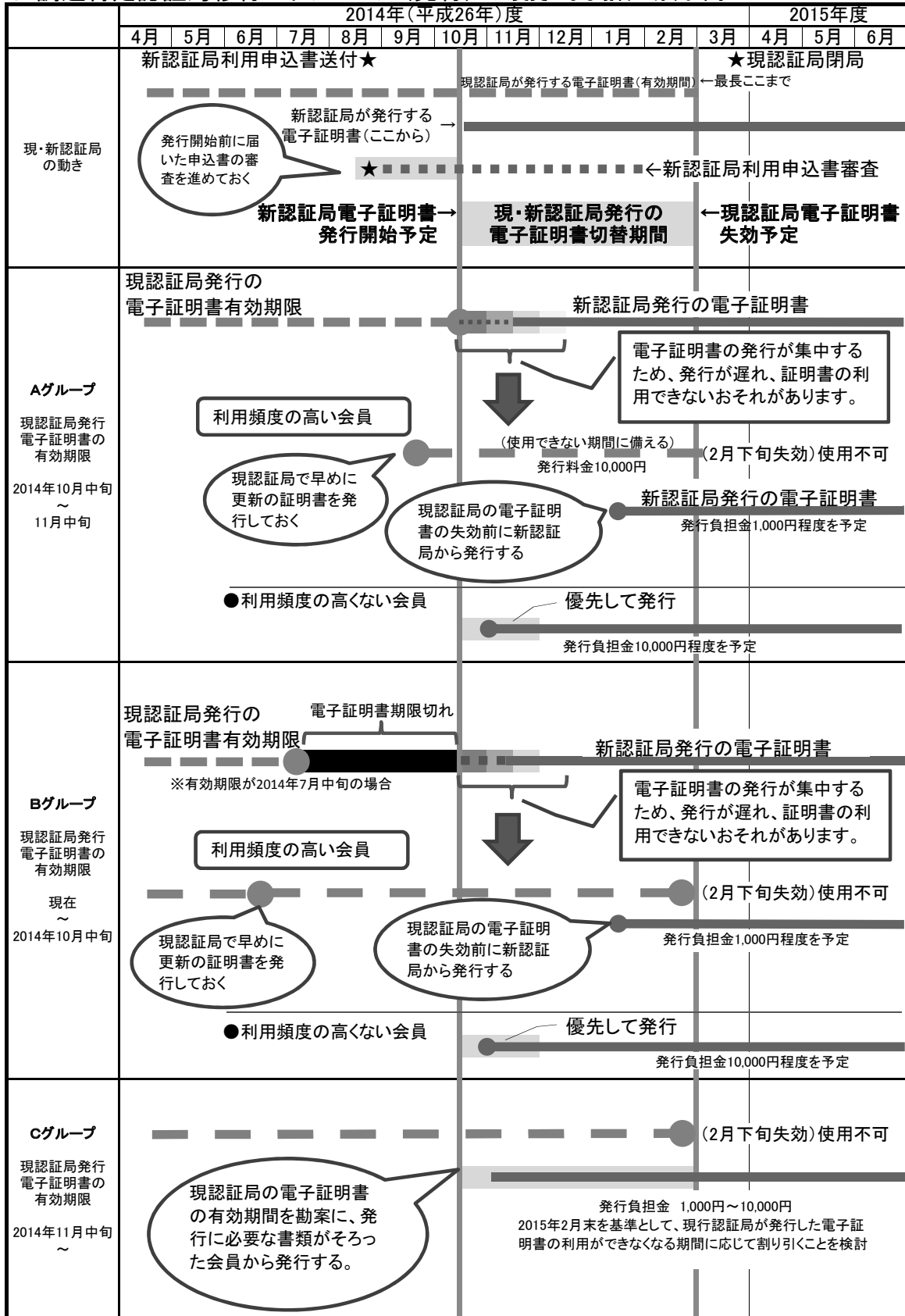
指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール(発行) ※変更になる場合があります。



お知らせ

土地家屋調査士2015年オリジナルカレンダー

古地図で世界一周

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で15回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 486円	1本 648円	1本 648円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2014年8月30日(土)		
納品予定	2014年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み
締め切り
▼
**2014年
8月30日(土)**

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。
A) 調査士シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2014年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税含む。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	1,620円

ご注文は **FAX:06-6346-0352**

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。 **FAX:06-6346-0352**

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 486円 <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本
---	--	---

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2014年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL () -
住所 〒		FAX () -
E-mail		調査士会名

■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印 連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

「人生を豊かにする彩り」 vol.10

櫻の花びらが春の柔らかな風に舞い踊り始める頃、薄紅色がやがて、初々しい萌黄色の若葉にその座を譲り渡していく様子が、まるで「生命」のバトンタッチをしているように感じるのは私だけではないでしょう。寂しいと思う気持ちはありますが、生命の鼓動が聴こえてきそうな、この「葉桜」の頃を好まれる方も多いのではないのでしょうか。

さて、今回は【黄緑色】について。

【黄緑色】は、春のフレッシュな新芽を想像する初々しい若葉の色に代表されるように、生命力であるとか再生力といったものを象徴しています。樹木そのものは何十年、何百年の樹齢を重ねており、若葉にはそのパワーがそのまま宿っているのでしょうか。

人間の場合でも、自己成長の時期を表す色といえます。

新入生・新入社員が自ら感じているであろう、未成熟さや不安、心配を持ちながらも新しいことや自分の可能性に取り組んでいた頃のイメージです。

あなたが、もしも今、【黄緑色】が気になっているのであれば、それは「前進、成長、変化」を、あなたの心

が求めている表れなのかもしれません。

今がそういった時期であると感じているのであれば、積極的に身近なところに【黄緑色】を利用してみてください。流行に流されることがない、自分にとって本当に必要な情報をキャッチしながら新たな自分の世界を広げていくことができるでしょう。

手帳の葉を黄緑色にするとか、財布の中に黄緑の色紙をこっそり仕舞っておくことでもいいでしょう。日本の日常生活の中では、黄緑といっても若さや健康をイメージする「萌黄色」と同じくらいに、侘び・寂・渋みをイメージする、落ち着いた「山葵色」もありますので、ファッションに取り入れてみるのも意外と楽しいものかもしれません。

また、春先からの緑黄色野菜は是非とも積極的に摂取するように心がけていただきたいところです。健康のバランスをとってくれるのはもちろんのこと、心のバランスもちゃんと調整し、前向きな気持ちになれるように後押ししてくれます。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

知っておきたい!

電子証明書

ICカードの

アレやコレ



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに**必要書類をそろえてお送りください。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、**「よくあるご質問、お問合せ」**も併せてご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ & Aを掲載しています。





こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります!

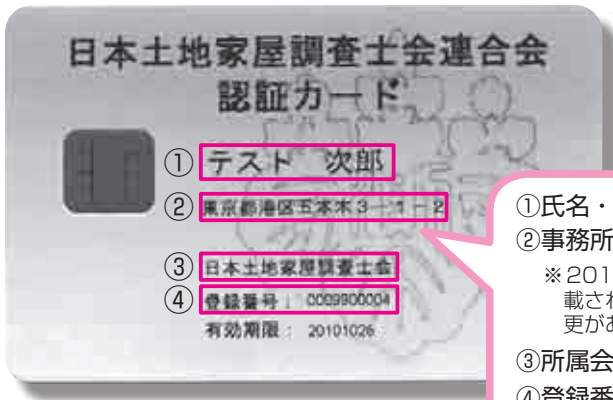


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続きを行います。登録事項変更の手続きを行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更につきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象**となります。



電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

- ①氏名・職名・日本名
- ②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
- ③所属会
- ④登録番号



●こんなことにも注意!

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続きが必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



土地家屋調査士
広報キャラクター
「地識くん」

お問合せ先 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
TEL 03-3292-0050/FAX 03-3292-0059/E-mail ca-info@chosashi.or.jp